

議案第6号

新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を  
次のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正  
する条例

新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（平成7年条例第2号）  
の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤  
務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

一般職の職員について、国家公務員等に準じて、正規の勤務時間以外の勤務時間の上限の設定等を行うため、本案を提出する。